

スポーツ・文化交流イベント「スポカルFUKUI 2026」開催業務 仕様書

1 委託業務の名称

スポーツ・文化交流イベント「スポカルFUKUI 2026」開催業務

2 業務の目的

県民のスポーツ・文化活動の活性化や、県民相互の交流を促進する。

3 業務の委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 委託業務の内容

スポーツ・文化等の複合型イベントの開催

(1) 開催日時等

- ・ 開催日時 令和8年12月5日（土）～6日（日）
10時～16時（両日）
- ・ 設営・搬入 令和8年12月3日（木）～4日（金）
- ・ 撤 収 令和8年12月6日（日）
- ・ 会 場 サンドーム福井（福井県越前市瓜生町 5-1-1）
- ・ 来場目標 延べ10,000人

(2) 業務内容

ステージコーナー、体験コーナー、飲食コーナー等の企画・運営

① イベントの企画・運営等

ア 全体運営・管理・調整

- ・ イベント全体の企画、演出、調整、運営、管理を行うこと。
- ・ ワールドマスターズゲームズ 2027 関西の開催機運醸成を目的として、来場者が大会や競技への理解を深めることができる企画を実施すること。
 - ① ステージコーナーでの PR・啓発
 - ② 開催市町による PR ブースを設置すること。
 - ③ その他芝生広場等を活用し、競技体験コーナーの設置などについて関係市町と協議うえ、実施すること。安全性や運営上の観点から、実際の競技を模した内容も可とする。
- ・ ふくい県民応援チーム FUKUI RAYS 全チームに協力を依頼し、ステージコーナーや体験コーナーを想定した内容を含めること。体験コーナーに関しては選手・参加者の安全に配慮した運営を行うこと。
- ・ イベントの実施に伴う参加者の傷害事故および第三者への損害賠償に対応できる保険に加入すること。
※会場の使用料、光熱水費、会場が保有する備品類の使用料は発生しない。

イ ステージコーナー・芝生広場

- ・ ステージコーナー・芝生広場を設け、時間帯ごとに多彩なプログラムを実施すること。
- ・ プロ野球選手2名によるトークショーと野球体験会を想定した内容を含めること。（出演選手については、応募資格認定時に伝達する。）野球体験会に関しては選手・参加者の安全に配慮した運営を行うこと。

ウ 体験コーナー

- ・ 体験コーナーを設け、スポーツ・文化等の体験教室等を実施すること。
- ・ 福井県スポーツ協会の加盟団体や総合型地域スポーツクラブに協力を依頼し、参加者が多種多様なスポーツに触れる機会を創出すること。

エ 飲食コーナー

- ・ イベントホール1階または2階に、飲食コーナー（キッチンカーを含むこと。）を設けること。
- ・ 出店者の選定、出店調整、配置計画、運営管理などを行うこと。
- ・ 関係法令を遵守し、保健所の指導に従うこと。
- ・ 出店者は、食品衛生法その他関係法令に基づく営業許可を有する者に限るものとし、関係する書類の写しを確認すること。
- ・ 出店者に対し、十分な衛生管理、食中毒防止対策、火気使用時の安全対策および事故防止対策を講じさせること。

オ その他

- ・ 県内外から集客を見込める独創的な企画を実施すること。
- ・ 来場者が会場全体を周遊する工夫を盛り込んだ企画を含めること。
- ・ e スポーツ体験コーナーの企画・運営を別途委託することから、当該委託事業者と調整を行うこと。

② 会場および会場周辺広報物等の設営・撤去

- ・ 会場設営を行うこと。
- ・ イベント情報の看板類を制作し、会場に設置すること。

③ スタッフの配置

- ・ イベント責任者を必ず配置すること。
- ・ 各コーナー・ブースの運営、演出、司会、救護（救急医療対応を含む）、写真・動画などの記録撮影、駐車場整理、警備、その他必要な人員を適切に配置すること。

④ 障がい者に対する手話通訳や要約筆記等の支援

⑤ 記録（写真、動画）

- ・ 写真はホームページ等で公開できる画質を確保すること。
- ・ 動画はイベントダイジェストとして後日 YouTube に配信できるように2分間程度に編集すること。

⑥ イベントの広報業務

- ・ テレビ、ラジオ、インターネットなど様々な媒体を活用し、来場目標1万人の達成を念頭に広報を企画し運営すること。
- ・ テレビ、ラジオCMはゴールデンタイムを中心に各30本以上放送すること。
- ・ データチラシ、ポスター（B2、100枚）を作成すること。
- ・ ポスターは各市町の体育施設に配布すること。

⑦ 運営マニュアルの作成

詳細な運営マニュアルを作成し、開催の1週間前をめぐり、福井県および関係者に提出すること。

5 成果品

イベント終了後に、以下の成果品を提出すること。

- (1) 業務完了報告書（電子データ）
- (2) イベント記録（写真、動画）および公開用編集動画
- (3) 広報物（チラシ電子データ、ポスター1部）
- (4) 業務の履行過程で作成した電子データ
- (5) その他、福井県が必要に応じて指示するもの

6 特記事項

- (1) 業務の実施に際して、関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務により得られた成果物は、すべて福井県に帰属するものとする。
- (3) 契約締結後速やかに次の事項を記載した業務実施計画書を提出すること。
 - ・ 業務工程表（イベント実施までのスケジュール）
 - ・ 組織図、責任者および業務実施体制、人員配置図（イベント当日の人員配置を含む）
 - ・ 会場レイアウト（照明、音響、映像、演出等を含む）
 - ・ その他、必要に応じて福井県が指示するもの
- (4) 業務の履行に当たっては、福井県と十分な協議および連絡調整を行うこと。
- (5) 関係者に対し適切な説明を行うこと。
- (6) 不測の事故が発生した場合など、緊急やむを得ない事情がある場合は、受託者の責任において臨機の処置をとるとともに、直ちに県に報告すること。
- (7) 撤去に際しては清掃を徹底し、清掃完了後は施設管理者の確認を受けるものとする。

7 その他

本仕様書の記載のない事項および疑義が生じた場合には、福井県と協議の上、その指示に従うものとする。